

加算（減算）算定に係る届出 必要書類一覧表

【（介護予防）認知症対応型通所介護】

○届出が必要な加算（減算）の内容及び必要書類

- ・一覧表記載の加算（減算）を算定する場合は、事前に市への届出が必要です。
※届出がない場合、サービスの提供があっても報酬は支払われません。
- ・書類が全てそろってからの受領となります。書類に不備がある場合は再提出となりますが、提出期限を過ぎると翌々月以降の算定となります。
- ・必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を提出する場合は、原則、加算等の算定を開始しようとする月のものを提出してください。
- ・介護職員処遇改善加算等については、市公式Webサイト「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について」をご確認ください。

注) 届出が必要とされない加算要件又は書類についても、指導監査の対象となります。
要件を満たしていることがわかるよう、必要な記録等の整備をお願いいたします。

①<<全加算共通の必要書類>>

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

②<<加算別必要添付書類>>

内容	添付書類
LIFE への登録	・なし
職員の欠員による減算の状況	・改善したことがわかるもの ※減算ありから減算なしへ変更する場合
高齢者虐待防止措置実施の有無	・改善したことがわかるもの ※減算ありから減算なしへ変更する場合
業務継続計画策定の有無	・改善したことがわかるもの ※減算ありから減算なしへ変更する場合
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価（届出様式）

時間延長サービス体制	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※時間延長の際の職員体制がわかるもの ・運営規程（時間延長サービスの料金の記載）
入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図（風呂の位置が明示されたもの） ・浴室、浴槽の写真（設備・備品が確認できるもの）
生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることがわかるもの
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証の写し（機能訓練指導員）
ADL維持等加算 〔申出〕の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
若年性認知症利用者 受入加算	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
栄養アセスメント・ 栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の雇用または連携がわかるもの ・資格証の写し（管理栄養士）
口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・資格証の写し（言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員）
科学的介護推進体制 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ※LIFE への登録が「あり」であること
サービス提供体制強化 加算	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 14-3 サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・別紙 7 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (前年 12 月～2 月分) ・別紙 7-2 有資格者等の割合の参考計算書 ・資格証の写し（算定要件で介護福祉士の割合を求める場合） ・勤続年数証明書（任意様式）